

平成 21 年 3 月 24 日

株主の皆様へ

## 株式会社ゼファー

代表取締役社長 飯岡 隆夫

### 弊社民事再生手続きに伴う弊社株式のお取扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、弊社の民事再生手続きにおける債権者集会が平成 21 年 2 月 18 日に開催され、弊社が作成・提出した再生計画案(弊社が債権者から債務免除を受けること等を内容としております。)が賛成多数により可決されました。同日、東京地方裁判所が再生計画の認可決定を行っており、平成 21 年 3 月 17 日に認可決定が確定いたしました。

認可決定が確定したことに伴い、再生計画に規定された内容に従い、裁判所の許可のもと、平成 21 年 3 月 24 日付で、発行済株式全部の自己株式取得および 100 パーセント減資が実施されました。これにより、これまで長きにわたり弊社を支えてくださいました株主の皆様におかれましては、誠に遺憾ながら、株主としての権利が失われることとなります。弊社の民事再生手続きに伴い、多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを謹んでお詫び申し上げます。

なお、100 パーセント減資に伴う弊社株式のお取扱いは、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

敬 具

記

■弊社による株式取得および消却の効力発生日

平成 21 年 3 月 24 日

■お手元に株券をお持ちである場合

お手元の株券につきましては、弊社宛にご返却いただく必要はありません。

■お手元に株券をお持ちでない場合

特に手続きは不要です。

■税法上のお取扱いについて

次の①および②その他一定の要件を満たす株主様が、みなし譲渡損失として他の株式の譲渡益と通算し、確定申告を行うためには、一定の手続きが必要となります。

①平成21年1月5日まで証券会社の開設する特定管理口座に弊社株式を預け入れていること

②弊社株式について、平成21年1月5日以降、株式の消却の日までの間に売買していないこと

上記の内容が盛り込まれた平成21年度税制改正法案は現在国会で審議中  
ございます。当該特例の内容については、同法案成立後に弊社または特定管理口座を開  
設していた証券会社様もしくは最寄の税務署等におたずねくださいますようお願いいた  
します。

<本通知のお問合せ先>

〒103-0014

東京都中央区日本橋蛸殻町1-29-9

株式会社ゼファー 管理部 株式担当

電話 03(5695)7771

以 上